

## 重要事項説明書

### ( 認知症対応型共同生活介護 )

認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第173条に基づいて、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

#### 1. 事業者

名称	和 同 会
所在地	山口県宇部市大字際波字東河田287番地の1
法人種別	医療法人
代表者職名	理事長 高橋 幹治

#### 2. ご利用の事業所

名称	医療法人和同会 宇部西グループホーム
所在地	山口県宇部市大字際波字東河田287-1
管理者の氏名	広重 昌江
電話・FAX番号	Tel (0836)45-2323 ・ Fax (0836)45-1224
指定事業所番号	3570200919

#### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護者であって認知症の状態にある方に対して、共同生活住居において適切な介護サービスの提供をいたします。
運営の方針	①利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて妥当な介護をいたします。 ②利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮いたします。 ③介護計画に基づき適切な介護を行うとともに、その提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者並びにご家族に対してわかりやすく説明をいたします。 ④緊急やむをえない場合を除いては、身体拘束その他の利用者の行動を制限するような行為はいたしません。 ⑤事業の実施に当たっては、地域や家族との連携を重視し、関係市町村をはじめ、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

#### 4. 秘密保持

秘密保持	①正当な理由がない限り、利用者及び家族に対するサービスの提供にあたって知り得た秘密は漏らしません。また、従事者でなくなった後も、その秘密は漏らしません。 ②サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び利用者の家族の同意を得ます。
------	--

#### 5. 職員の職種、人数及び職務体制

従業者の職種	員数	勤務形態	保有資格
管理者	1名	常勤兼務	看護師
計画作成担当者	2名	常勤専従	介護支援専門員、看護師
介護従業者	12名	常勤専従	介護福祉士(10名)
	2名	非常勤専従	
勤務体制	日勤 (8:30~17:30) 遅出 (10:00~19:00)	早出 (7:00~16:00) 夜勤 (17:00~翌9:00)	

#### 6. 事業の定員

利用者の定員	18名	1人部屋9室を1ユニットとし、2ユニットとします。
--------	-----	---------------------------

#### 7. 施設サービスの内容と利用料

##### (1) 介護保険給付によるサービスの内容

サービスの種類	内 容
介護等	①利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。 ②洗濯・清掃等は、利用者と同グループホームの介護職員が共同で行います。
社会生活上の便宜の提供等	①利用者の趣味及び嗜好に応じた活動の支援に努めます。 ②利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者本人又はそのご家族が行うことが困難な場合、同意を得て代行いたします。 ③常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者とそのご家族との交流の機会を確保するよう努めます。
地域との連携	①地域に開かれた施設となるため、利用者、ご家族、地域代表者、市職員、当施設職員等からなる運営推進会議を設置いたします。 ②運営推進会議では、当施設の運営方針や活動状況等の報告を行い、参加者からの要望や質問、意見等をお受けいたします。 ③運営推進会議は、原則として2ヶ月に1回開催いたします。
医療との連携	当施設では、利用者様が可能な限り継続して当施設での生活を継続できるよう、医療ニーズが必要となった場合でも、適切な対応が取れるような体制を整備しております。 詳細につきましては、別紙「医療連携体制について（重度化した場合における対応にかかる指針）」をご参照ください。

(2) 利用料について

基本利用料	厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及び別表「指定居宅サービス介護給付費単位表」により規定された金額のうち各利用者の負担割合に応じた額といたします。
日常生活費	<p>①食費 朝食 320円/回 昼食 530円/回 夕食 530円/回</p> <p>②家賃 1,100円/日</p> <p>③理美容代 1,000円～</p> <p>④電気代 実費相当額</p> <p>⑤おむつ代 実費相当額</p> <p>⑥その他 当該事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入居者が負担することが適当であると認められるもの。</p> <p>・生活管理費 1.管理費 200円/日 2.生活費 100円/日（希望者に適応）</p> <p>※利用者が入院した場合で、当施設の退居を希望されない場合は、②及び管理費について、入居時と同様に請求させていただきます。</p>

8. 施設のご利用に当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間は、午前8時から午後8時までとなっています。 来訪者の方は時間を遵守し、必ず各センターの窓口にあります面会簿にご記入ください。
外出・外泊	外出・外泊を希望される方は、必ず管理者の許可を得て、行先及び帰苑時間等を職員にお申し出ください。
所持品の管理	ご自身での管理が困難な方、日用品については職員において対応します。それ以外の物品については原則、ご家族でお願いします。
設備・器具備品	設備、器具備品は本来の用法に従い、ご利用ください。これに反し破損等が生じた場合、実費をご負担いただくことがあります。又、無断で位置や形状の変更、施設外へ持ち出さないようにしてください。
飲酒・喫煙	飲酒は所定の場所にてお願いいたします。喫煙は施設内全面禁煙につき、ご遠慮いただいております。
迷惑行為等	騒音、金銭の貸借等や、他の入院患者の方に迷惑となる行為はご遠慮ください。又、むやみに他の方の居室等に立ち入らないようにしてください。
退所要件	<p>以下の場合、当グループホームを退所していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>①要介護認定で、「要支援1」又は「自立」と認定された場合。</p> <p>②認知症の症状が進行して、共同生活に支障をきたす状態(自傷、他傷等)になられた場合。(協力施設への入所等をご相談させていただきます。)</p> <p>③利用料等の滞納が2ヶ月以上になった場合。</p> <p>④入院等により、2ヶ月を超えて居室を開けることになった場合。</p> <p>⑤その他、当施設での利用に支障をきたすと管理者が判断した場合。</p>

9. 非常災害対策

災害対策	別に定める「消防計画」により対応し、年2回以上昼間及び夜間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	非常通報装置、自動火災報知器、スプリンクラー等を設置しています。

10. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、ご家族及び関係市町村等に、速やかに連絡すると共に、必要な措置を講じます。
損害賠償	サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その賠償の責を負うものとします。損害賠償保険（グループホーム総合保障制度）加入。
再発防止	事業所で定めた事故発生管理マニュアルにより、事故原因の解明及び再発防止対策を必要に応じて講じます。

11. 苦情など申立先

\*どのようなことでも申し出ください。迅速、適切、丁寧に対応いたします。  
直接、当施設に申し出しにくい場合には、第三者委員においても受付を致します。

当施設 ご利用相談窓口	ご利用時間	毎週月曜日から金曜日の平日（盆、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時30分
	ご利用方法 解決方法	電話 0836-45-2323 又は当施設にて面接いたします。 苦情解決にあたっては、事業所で定められた苦情解決マニュアルにそって、適正にすすめていきます。
	担当者	久家裕美・広重昌江
宇部市受付窓口	宇部市役所 介護保険課 0836-34-8396	
山陽小野田市受付窓口	山陽小野田市役所 高齢福祉課 介護保険係 036-82-1172	
国民健康保険団体連合会 受付窓口	介護保険課 苦情相談班 083-995-1010	

12. 事業所名及び重要事項説明者

認知症対応型共同生活介護事業者 医療法人和同会 宇部西グループホーム	重要事項説明者
管理者 広重 昌江 印	氏名.....印